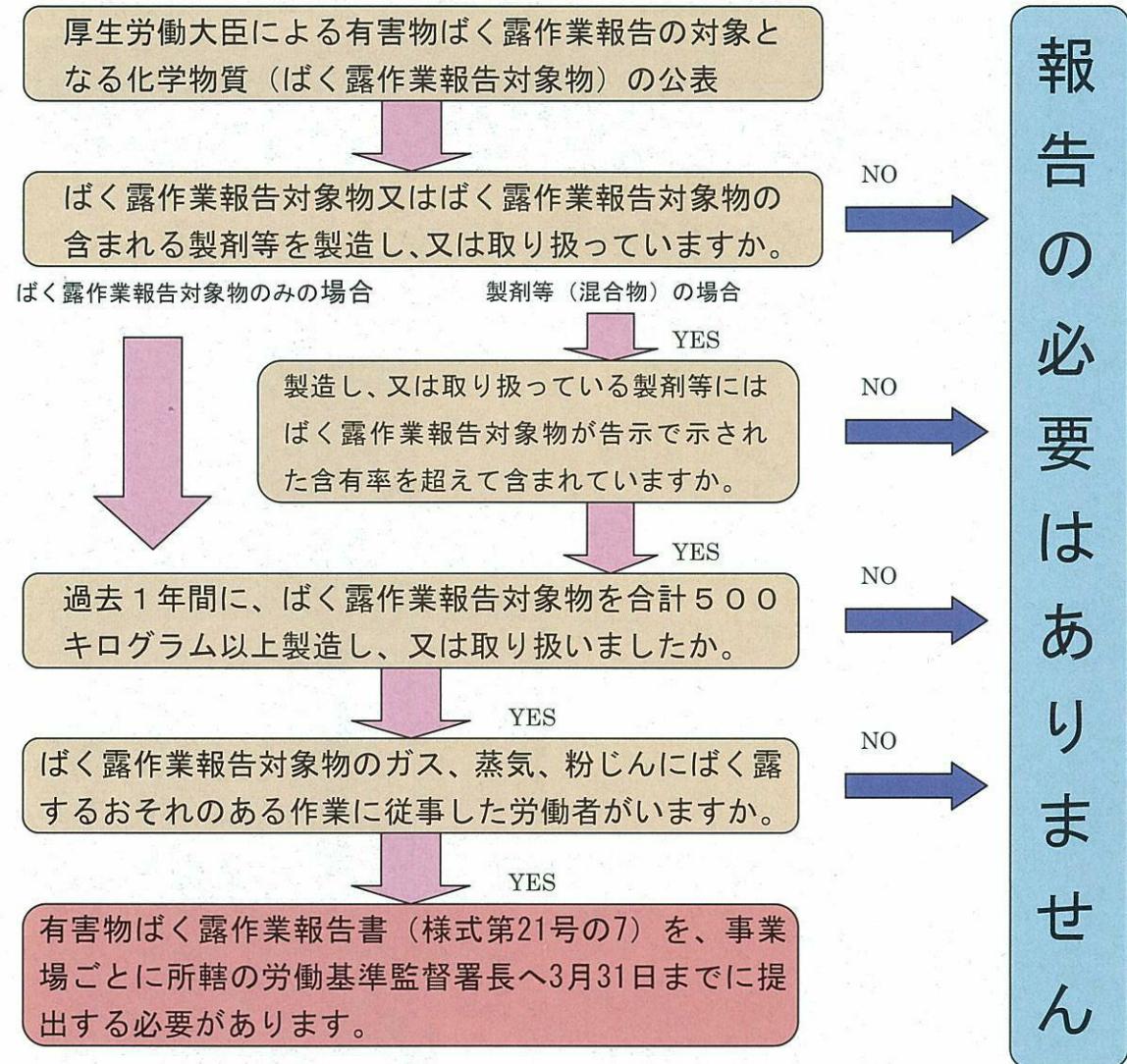


## 有害物ばく露作業報告の進め方



- (注) · 混合物を製造し、又は取り扱っている場合、その中に含まれているばく露作業報告対象物の量が500キログラム以上になったときに提出する必要があります。  
· 多種類のばく露作業報告対象物を製造し、又は取り扱っている場合には、それぞれの報告対象物ごとに合計量がそれぞれ500キログラム以上となつたとき提出する必要があります。

前回の報告対象物、2, 3-エポキシ-1-プロパノール、塩化ベンゾイル、オルト-トルイジン、クレオソート油、1, 2, 3-トリクロロプロパン、ニッケル化合物、砒素及びその化合物、フェニルオキシラン、弗化ビニル及びブロモエチレンの10物質については、告示の改正に伴い、報告の必要がなくなりました。

1	ばく
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	酸化
12	ジテ
13	2,
14	4,
15	4,